



平成22年1月15日

各 位

高知県高知市堺町2番24号
株式会社 高知銀行
取締役頭取 伊野部 重晃
(コード番号：8416 東証第二部)
問い合わせ先 経営統括部長 和田 広男
TEL 088-822-9311

確定拠出企業型年金制度の導入及び企業年金基金の解散に関するお知らせ

当行は、平成21年12月1日に厚生労働省四国厚生支局長より確定拠出企業型年金規約の承認および12月31日に厚生労働大臣より高知銀行企業年金基金解散の認可を受け、平成22年1月1日付で退職給付制度を改定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 制度改定の目的

当行は、これまで企業年金基金制度と退職一時金制度を併用しておりましたが、昨今の市場環境の変動が企業年金基金の財政悪化や退職給付費用の増加等、業績に与える影響が大きくなっていることから、退職給付債務・費用の削減と市場環境の変動による影響を極力排除して、経営の安定化を図るとともに、将来にわたって健全で安定した退職給付制度とすることを目的として制度変更を行ったものです。

2. 制度改定の概要

従来の高知銀行企業年金基金を解散して、確定拠出企業型年金制度に移行しました。これにより、当行の退職給付制度は確定拠出企業型年金制度と退職一時金制度の併用となります。

3. 業績に与える影響

本制度改定に伴い、退職給付債務が約60億円、退職給付費用は年間約1億円減少する見込みであります。また、今回の制度改定に伴い、平成22年3月期通期決算において特別損益を計上する見込です。特別損益の金額については現在精査中ですが、軽微となる見込であり、平成21年11月13日に公表いたしました平成22年3月期の通期業績予想に変更はありません。

4. 運営管理機関および資産管理機関

運営管理機関および資産管理機関については、下記の機関に委託します。

運営管理機関：大和ペンション・コンサルティング株式会社

資産管理機関：住友信託銀行株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（再信託）

以 上